

発議第2号

令和4年3月29日

木津川市議会議長 森本 隆 様

提出者	木津川市議会議員	宮嶋 良造
提出者	木津川市議会議員	福井 平和
提出者	木津川市議会議員	倉 克伊
提出者	木津川市議会議員	森本 茂
提出者	木津川市議会議員	柴田はすみ
提出者	木津川市議会議員	玉川 実二
提出者	木津川市議会議員	山本しのぶ
提出者	木津川市議会議員	山本 和延
提出者	木津川市議会議員	河口 靖子

ウクライナの避難民に十分な支援と救済を求める意見書について

上記の議案を、地方自治法第99条及び木津川市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

ウクライナの避難民に十分な支援と救済を求める意見書（案）

ロシアによる隣国ウクライナへの軍事侵攻は、ウクライナの主権および領土の一体性を侵害し、明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて許されません。

また、核の脅威を背景に、他国を威嚇することは断じてあってはならないことであり、核兵器の廃絶と世界平和を願う唯一の戦争被爆国である日本国民の思いを踏みにじるものであります。非核平和都市宣言を行っている木津川市の議会は、ロシア軍によるウクライナへの攻撃や主権侵害に対し、満身の怒りを持って抗議するとともに、人々の尊い命と平和を奪う侵略行為を即時中止し、ロシア軍の完全かつ無条件での撤退を強く求めます。

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の報告では、ウクライナで軍事行動が開始され、情勢は著しく悪化しています。すでに子どもや民間人を含めた多くの犠牲者が出ており、2月24日以降、すでに330万人以上（3月18日現在）が安全を求めて国境を越え、難民となり、ポーランド、ハンガリー、ルーマニア、モルドバといった隣国に避難を強いられています。

日本政府においては、国際社会との緊密な連携のもと、徹底した人道支援を行い、一刻も早い平和解決に全力を尽くすことと、以下の事項を強く要請します。

記

- 1 ウクライナ政府や国連や国際機関を通じて、避難民となっているウクライナ国民に十分な食料・医薬品・衣料などの支援が届くよう全力を尽くしてください。
- 2 各自治体もウクライナからの避難民の受け入れを表明しているが、それらがスムーズに進むように政府として対応してください。
- 3 避難民を受け入れるチャーター機を用意するなど、日本に避難を希望するすべての避難民が避難できるようにしてください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

木津川市議会議長 森 本 隆

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官